

基本構想で
定める「自治体
経営の基本的
な考え方」に基
づく取り組み

平成 19 年度

平成 13 年 9 月に市議会で議決された三鷹市基本構想では、新たな世紀における自治体の役割を明確に提示しました。この基本構想では、「自治体経営の基本的な考え方」として特に独立して項を設けて展開しており、それは 行政の役割転換、 協働のまちづくりの推進、 成果重視の行政経営システムの確立、 柔軟で機動的な推進体制の整備、 透明で公正な行政の確立 の 5 つの考え方から構成されています。

例えば の「行政の役割転換」においては、「安定した市民生活を保障するための仕組みをつくるとともに、市は主体性と責任を持ちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換する」としており、行政はセーフティーネットの構築やリスク・マネジメントを行いながら、民間の活力や資源を最大限に活用して事業の戦略的展開を図ることを掲げています。

三鷹市における自治体経営の確立に向けた全体的な取り組みとしては、第 4 章から第 6 章において基本計画（改定）や行財政改革アクションプラン 2010 等の取り組み状況をまとめていますが、第 2 章では、基本構想に掲げる三鷹市の「自治体経営の基本的な考え方」に沿って、2007 年市長表彰（ベストプラクティス表彰、22 ページ参照）で優秀賞を受賞した取り組みを中心に、平成 19 年度の主な「三鷹市らしい取り組み」について紹介しています。



1 「地域再生計画の推進と国立天文台と連携した人財育成」について

地域再生計画の目的と国立天文台との連携

三鷹市は、今後のまちづくりの重要な方向性の 1 つとして地域の「人財¹」育成を中心に据え、市政全般において新たな展開を目指しています。その中で、国立天文台が文部科学省に提案し受託している科学技術振興調整費「宇宙映像利用による科学文化形成ユニット」の取り組みと連携して、科学技術と科学文化が融合したまちづくり・ひとづくりを目指すために、地域再生計画「科学技術と科学文化を活かしたまちづくり・ひとづくりプロジェクト」を内閣府に提出し、平成 19 年 7 月に内閣総理大臣から認定を受けました。前者の取り組みは、国立天文台が保有する宇宙映像コンテンツや映像技術が付加価値の高い映像制作と結びつくことで、映像系を中心とした既存産業の高度化や新規事業の創出を促すものであり、一方、地域再生計画で国立天文台と連携した、教育や市民活動分野における市民生活の質の向上への貢献などを目指しています。

¹ 市では、人材の「材」には、素材・材料というイメージがあるため、宝・財産という意味で、「人財」を使用しています。

国立天文台と連携した人財育成

地域再生計画では、国立天文台が中心となつて行う専門的な人財育成への協力と、天文台と協働で行う市民を対象としたボランティア人財の育成の2つの柱を設けています。

専門的な人財育成では、「宇宙映像利用による科学文化形成ユニット」の取り組みの中で「科学プロデューサコース」と「科学映像クリエイターコース」の2種類の人財養成プログラムを設定し、そのうち科学に関連した事業を企画・開発・実施し、自社内での新たな事業展開や起業を目指す人財を育成する「科学プロデューサコース」は平成19年度に8人の修了生を出しました。平成20年度は、「科学プロデューサコース」を前期・後期合わせて2回の養成プログラムで合計16人、また国立天文台が開発した科学データの可視化、立体化の技術である「四次元デジタル宇宙シアター」での映像制作技術を学ぶ「科学映像クリエイターコース」では後期に6人の受講生定員を設け、コンテンツビジネスや科学系の研究機関などから受講生を受け入れて、専門性の高いコンテンツクリエイターを養成していきます。

一方、地域再生計画に位置づけた市民を対象としたボランティア人財の育成では、天文学やその研究成果である宇宙映像の利活用が、研究者だけではなく広範な市民に広まることにより、科学が産業と文化に寄与することを目的としています。平成19年度は三鷹ネット



「星のソムリエみたか・星空案内人養成講座」
川上村での望遠鏡研修風景



「宇宙映像利用による科学文化形成ユニット」パンフレット

ワーク大学で「星のソムリエみたか・星空案内人養成講座」を実施し、20人定員に対して172人の受講希望がありました。三鷹市内での講座のほか、川上郷自然の村にある望遠鏡を活用した実技研修などを行い、9月までに20人の受講生全員が「準案内人」に、また平成19年度末までにそのうちの4人が「星のソムリエみたか」に認定されました。

今後は、地域再生計画に位置づけた「天文台ガイド」「4D2Uナビゲータ²」「科学の語り部」を含めた「天文コンシェル

² 4D2Uとは、「4次元デジタル宇宙プロジェクト」のこと。ここでの「4次元」とは、空間3次元に時間1次元を加えたものを意味しています。

ジュ」の養成を、三鷹ネットワーク大学や国立天文台との協働で進める予定です。

2 市民との協働による絵本館プロジェクトの推進

「みたか・子どもと絵本プロジェクト」の中心事業として

平成 18 年度から絵本館構想の先行事業として始まったこのプロジェクトは、絵本を通して子どもたちを豊かにはぐくむ地域文化の創造を目指し、子どもたちが多様なコミュニケーションや社会体験、自然体験の中で成長できるよう、絵本をきっかけに新たな市民の交流と創造の場をつくりだすことを目的としています。その中心のひとつが、実行委員会方式による市民企画事業です。平成 18、19 年度の 2 年間で、市内在住の著名な児童文学作家・神沢利子さん³の作品世界をテーマとする展覧会を企画し実施しました。

平成 18 年 4 月、市の呼びかけに応募した 14 人の準備会によって、平成 18 年度中のキックオフから平成 19 年度の市内各地域への展開と 12 月の集大成となる展覧会という、継続性と広がりを持った「神沢利子展プロジェクト」のかたちが決まりました。

200 人以上の多様な力が集結

平成 18 年 9 月の実行委員会は約 60 人の参加者で発足。応募動機も、年齢、職業も多様な方が集まり、新鮮な発想や高いクオリティへの意欲、専門的な技能などが持ち込まれることになりました。

プロジェクトは、展示アドバイザーや神沢事務所の指導・助言を受けつつ、すべてが実行委員の手で進められ、展示構成から解説のキャプションに至るまでひとつひとつ議論を重ねて練り上げました。また、市内全中学校でのジュニアスタッフの募集説明会、市民協働センターでのブックカフェ（作品や資料を取り揃えた情報交換の場）、会場スタッフの研修会、会場設営、イベント運営などを実施し、最終的にはジュニアスタッフ（小・中学生、高校生）約 100 人を含め、200 人以上が運営に携わりました。



「どうして？神沢利子展～ウーフからの招待状～」会場

キックオフ企画「どうして？神沢利子展～ウーフからの招待状～」：平成 19 年 3 月 17 日～31 日、三鷹市芸術文化センターで開催。代表作品「くまの子ウーフ」の中に出てくる、ウーフの家や台所などの段ボール製立体展示品、読者目線の愛情あふれる作品紹介、屋外のブックカフェ、神沢利子

³ 神沢利子(かんざわ としこ)

日本を代表する児童文学作家。1924(大正 13)年生まれ。教科書に長く掲載されている『くまの子ウーフ』をはじめ、絵本・幼年童話・ファンタジー・エッセイなど作品多数。1969(昭和 44)年から三鷹市に住む。

さんやジュニアスタッフも出演する読み聞かせ小屋などを実施。来場者は3,426人。

市内6会場での地域巡回展とイベント：7月から11月にかけて、コミュニティ・センターや図書館など市内6か所で「どうして？」展の巡回展を開催。ジュニアスタッフや各地域で活動するグループとともに、読み聞かせ、工作、音楽、人形アニメーション映画、大人向け朗読会などのイベントを実施。

集大成「トコトン！神沢利子展～いのちの水があふれだす」：平成19年12月8日～平成20年1月13日、三鷹市美術ギャラリーにて有料で開催。大勢の画家による絵本原画、原稿や書簡などの資料、大きなジオラマなど、神沢ワールド創作の源泉や人間的魅力にも迫る展覧会でした。来場者は5,172人でした。

活動の特徴と意義

進行管理や役割分担など運営に関する課題も残りましたが、「一人の作家の作品世界と向かい合い、みんなで展覧会をつくる」という文化活動が、これほど多様な人々を惹きつけ、地域のポテンシャルを引き出す求心力を持つことを示したのは、大きな成果でした。特徴と意義として次のような点を挙げるができます。

1年以上に及ぶ共同作業の過程で創造的な喜びとさまざまな出会いがありました。「人生の中で大きな意味のある経験だった」という感想が多数寄せられました。子どもたちを豊かにはぐくむという理念を共有することによって、活動に確かな視点がもたらされ、地域とのかかわりが深まりました。展覧会企画の視点はもちろん、ジュニアスタッフの自主的活動、世代間交流、子ども連れでの活動などが重視されました。



ジオラマ制作チームと神沢利子さん

地域のグループの参加やイベントの共催、地域子どもクラブや児童館との協働、市の子育て施策や図書館事業との連携のほか、他の団体が神沢利子さん関連の講演会やテレビ番組制作を行うなど、さまざまな協働と連携が実現しました。企業の協賛、専門家や出版社の協力、地元の飲食店や書店の出店など、民間の発想で活動を広げました。また、各種の発行物の編集からウェブサイト運営、グッズ製作、監視等すべてを実行委員が無償で行いました。在住の作家とその作品の魅力があつてこそその活動でした。市の内外から多数のボランティアが集まり、画家や美術館・出版関係者の協力が得られ、展覧会に遠方から多くのファンが来場しました。神沢利子さんご自身が楽しんでかかわって下さいました。実行委員会は平成20年3月に解散しました。当初からテーマとゴールがはっきりしていたことが、動員力や集中度を高める大きな要素でした。解散を惜しむ声も多く、経験の蓄積の必要性も痛感しましたが、こうした取り組みにおいては、参加者それ

それぞれの心に根ざした動機と、清新な出会いによる創発性が重要であると考えます。

3 配水管の更新によるライフラインの耐震化の取り組み

石綿セメント管の採用

三鷹市の水道事業は、昭和 34 年 4 月に給水を開始しました。昭和 30 年代の人口急増時代と相まって水道創設当初から水道の普及に全力で取り組んできましたが、市民の皆様にご水道水を届ける配水管の布設要望は極めて高いものでした。これに応えるため、当時、高額であった鑄鉄管（普通鑄鉄管）は、口径 350 mm以上の配水本管及び交通量の多い主要道路に使用し、鑄鉄管に比べ強度は劣るものの三鷹市の地盤が比較的安定している洪積台地であることから、サビない、施工性が良い、安価であるという理由で、道路幅員の狭い生活道路には石綿セメント管を使用しました。

水道創設当初の三鷹市の人口は、84,800 人で、5 年後には 119,900 人と急増した時であり、配水管を 1 年に 35,000m も布設した



ダクタイル鑄鉄管（左）と石綿セメント管（右）

こともあって、昭和 39 年度末の水道普及率は 80% に達しました。そして、第二期拡張事業を経た昭和 49 年度末には、通水開始以来 15 年で 99.9% の高普及率となりました。この普及率の成果は、石綿セメント管を採用した貢献が大きく、サビが原因となる濁り水の発生がないこともあって、市民の皆様からも高く評価されました。

震災対策

昭和 46 年、第二期拡張事業の後期において、当時の東・西配水場間の連絡管及び市内中心部にループ状を形成する幹線、そして配水場から放射状に、普通鑄鉄管よりも更に強度が優れているダクタイル鑄鉄管を布設し、既設の配水管の主要な箇所へ接続することで配水能力の増強を図りました。

昭和 50 年代に入り、配水量に対する料金収入水量の割合を示す有収率が落ち込み始めました。水道創設当初から使用してきた石綿セメント管は、材質劣化による漏水は少ないものの、強度不足に起因する折損事故が多発するようになり、このことも有収率の低下を招く要因の一つでした。

そこで、震災時に石綿セメント製配水管の折損事故の多発が容易に予想されることから、震災対策として、昭和 53 年度からダクタイル鑄鉄管への管種変更に着手しました。

また、石綿セメント管に比べ強度が優れているものの、給水開始当初から主要道路に布設してきた普通鑄鉄製配水管は、長年にわたっての車による荷重振動を受け続けてきていることから、漏水の発生も多くなってきました。普通鑄鉄管は、近年発生した阪神淡路大

震災、宮城県西部地震、新潟県中越地震などにおいて、折損等の大きな被害を受けていることから、普通鋳鉄製配水管についても震災対策として、ダクタイル鋳鉄管への取替えを平成 17 年度から着手しました。

石綿セメント製配水管の管種変更工事

石綿セメント製配水管の布設延長は、昭和 52 年度末で最大約 172 km となっており、配水管の総延長に占める割合は、72.8% でした。昭和 53 年度から着手した石綿セメント製配水管の管種変更工事は、水道部の重点施策と位置付け職員一丸となり取り組んできました。その中で、限られた財源を最大限有効に活用するため、工務課内に水道管路近代化検討委員会を設置し、使用材料や工事方法の検討を重ね、より効率的な工事方法などを採用することによって工事費の縮減を図り、早期での解消を目指しました。

平成 14 年 4 月に三鷹市の水道事業は東京都の水道事業に統合しましたが、統合以後も重点施策との位置付けは変わることなく事業を進め、道路の掘削規制により未施工となっていた残り 19m を平成 19 年度工事として施工し、平成 19 年 6 月 27 日の当該工事完了日をもって石綿セメント製配水管は、100% 解消しました。昭和 53 年度に着手してから実に 29 年、水道部の職員はもとより、工事を施工した工事業者の皆さんなどこれまで携わってきた者すべての念願であった事業の完了でした。

経年配水管の更新

三鷹市では、昭和 47 年以前に布設された普通鋳鉄製配水管を経年配水管と位置付け、平成 17 年度からより強度の高いダクタイル鋳鉄管への更新事業に着手しました。この経年配水管は、耐震性の問題のほか、管内面に長年にわたり付着したサビが原因となる赤水対策の面からも更新が望まれるもので、東京都水道局が現在展開している「安全でおいしい水プロジェクト」における、安全でおいしい水をそのまま蛇口まで届ける主な施策の一つとなっています。

経年配水管の平成 16 年度末での布設延長は約 32 km で、総配水管延長に対する割合が 11% となっており、平成 23 年度末の解消を目指し、水道部の重点事業として毎年、計画的に更新事業を進めています。

現在、新たに布設しているダクタイル鋳鉄管は、管と管との接続部分に伸縮性を持たせるとともに、抜け出し防止を施した耐震継ぎ手を使用しています。この継ぎ手については、近年発生した大きな地震で、その耐震性が立証されています。三鷹市では、平成 8 年度から、主要路線などにこの継ぎ手を有したダクタイル鋳鉄管を使用しており、平成 14 年度以降、使用するダクタイル鋳鉄管はすべてこの継ぎ手となっています。



ダクタイル鋳鉄管の布設

今後の取り組み

今後とも、引き続き経年配水管の更新を積極的に進めます。また、三鷹市では、この事業とは別に、東京都水道局の直轄工事により、口径 400 mm以上の配水本管の整備工事を平成 17 年度から着工しています。この工事は、効率的な水運用や非常時におけるバックアップ機能の強化を目的としているもので、今後も整備を進めていくことにより、信頼性の高い配水管ネットワークが構築され、震災時や事故時等における給水の安定性が向上します。

なお、配水管以外の水道管路の耐震化としては、自己水源である深井戸から浄水所までを結ぶ石綿セメント製導水管についてもダクタイル鋳鉄管への取替え事業を平成 17 年度から着手し、平成 19 年度をもって当初計画を完了しました。また、お客さまの財産として配水管から分岐して布設されている給水管についても、配水管と一体化した耐震性の確保を図ることを目的として、平成 16 年度から石綿セメント製給水管の耐震化工事に着手するとともに、平成 19 年度からは、普通鋳鉄製の給水管を対象とした、口径 75 mm以上の大口徑給水管の耐震化工事に着手しました。これらの給水管については、配水管の布設工事においても耐震化を進めていることから、経年配水管の更新事業と合わせ、平成 23 年度末の解消を目指しています。

水道は、私たちが生活する上で欠くことのできない重要なライフラインの一つです。平常時はもとより、震災時にも安定した水道水の供給が可能となるよう、水源から蛇口まで、水道システム全体の耐震性の向上に、今後とも継続的に努めていきます。

4 環境マネジメントシステム・ISO14001 の運用と「サステナブル都市」の評価

環境マネジメントシステム・ISO14001 の運用

三鷹市は、平成 18 年 12 月 15 日、環境マネジメントシステムの国際認証：ISO14001 を取得しました。市はこれまで「環境基本計画」に環境管理システム導入を掲げていましたが、公共施設のシックハウス問題やPCB廃棄物の管理などの新たな問題が発生したこともシステム導入の推進力となって、環境対策における市自らの率先行動を示すことと、業務の効率化も目的として、システム構築に着手しました。

まず、環境負荷の高い、ごみ焼却場の環境センターで先行して取り組み、平成 17 年 2 月に認証取得しました。この経験から、市庁舎等（市民センター、教育センター）においても認証取得の意義が確認され、平成 17 年度から環境マネジメントシステムの構築に取り組みました。

平成 17 年 9 月に、市長によるキックオフ宣言を行い、認証取得への意欲を内外にアピールしました。その後、システムを推進する組織体制を整え、平成 17 年 12 月に環境方針を策定し、ビジョンを明確にしました。さらに環境影響評価の実施や環境目的・目標の設定などを進め、平成 18 年 4 月から環境マネジメントマニュアル（システムの運用内容を記した文書）の完成とともにシステム運用を開始しました。そして、職員研修、内部監査の実施、市長によるマネジメントレビュー等を行い、2 回の外部審査機関による審査を経て、

平成 18 年 12 月に認証取得することができました。

このシステムでは、市民センター（市庁舎、三鷹市公会堂、公会堂別館、車庫棟、体育館、福祉会館）及び教育センターを適用範囲としており、正職員・嘱託員・臨時職員約 750 人がその担い手となっています。

市長の「環境方針」にある「環境安全都市を目指す」という記述は、三鷹市のシステムの特色を表しています。

なお、「平成19年度環境目的・目標」

は、環境負荷項目が 7 項目、環境保全項目が 65 項目あり、これらの達成に向けて、全職員による省エネルギー・省資源活動や、課の特色を活かした事業を進めています。平成 19 年度には、取得後 1 年目の定期審査を受審し、指摘事項もなく認証を継続しました。

今後は、平成 20 年 3 月に三鷹市が独自に策定した「三鷹市簡易版環境マネジメントシステム」を市内直営の公共施設へ導入し、環境配慮活動をさらに広げていきます。

「サステナブル都市」の評価

平成 19 年 12 月に日本経済新聞社が「経済的な発展と環境保全の両立を持続する可能性」を尺度として、今回初めて実施した「サステナブル都市調査」の結果が公表されました。三鷹市は、調査に回答した全国の 460 市の中から、第 1 位の「サステナブル都市」であると評価されました。この調査は、環境の良さと経済の活力の両立とともに、生活面でも快適に過ごせるまちをサステナブルな都市としており、「環境」の取り組みのほか、「経済・財政」や「暮らし」の各分野におけるバランスが評価されています。三鷹市が第 1 位となったのは、環境施策と経済・財政状況を中心としながら、交通や安全安心などの総合的な取り組みが評価されたものであると考えます。

一例としては、公共施設の省エネルギー対策として E S C O 事業（Energy Service Company：民間企業の省エネ対策のノウハウを活用し、設計・施工・管理に至るまで行う包括的なエネルギーサービス）を行い、削減されたコストを環境基金に積み立て、この環境基金を活用して市民や事業者への太陽光発電設備の助成や団体が実施する環境活動事業への助成を行っていることが高い評価を受けました。

また、大規模開発事業に対する独自規制の環境配慮制度を定め、25 項目の環境配慮基準を満たすことを開発事業者に求めています。この制度で、環境への調和や環境負荷を低減することを事業者に求めていることも高い評価につながりました。

現在、三鷹市は「都市の再生・更新」のプロジェクトを進めていますが、都市の再生・更新に必要なコストは、「短期的な経費」として考えるのではなく、「三鷹のまちの未来への投



ISO14001 審査登録証

資」として位置付けることが必要です。つまり、子どもや孫の未来の世代まで、三鷹のまちの環境の良さと経済の活力を維持し、そして生活面でも快適に過ごして生活し続けることができる、まさに持続可能な都市を創ることが三鷹市の目指す「サステナブル都市」であると考えます。

また、今回の調査では総合評価 1 位を得ることができましたが、あくまでも市が目指すのは市民満足の向上です。そして、その市民満足度は、現在、生活する市民に留まるのではなく、子どもや孫の世代にわたって、将来的にも市民の満足度を継続的に高めることが、まさに「サステナブル都市」に必要な視点であると考えます。

この評価結果について一喜一憂するのではなく、市としては、今後も引き続き着実な取り組みを進めていきます。

5 市長表彰（ベストプラクティス表彰）の取り組み

「市長表彰（ベストプラクティス表彰）」実施の趣旨・目的

市では、伝統的に、職層や職場を越えて自由活発に政策論議ができる職場風土の醸成に努めてきました。また、職場からの改革・改善を進めるため、制度的にも、職員参加・職場参加による各種計画の策定、プロジェクトチーム等の庁内横断組織による政策課題の対応、さらには平成 11 年度から職員提案制度⁴を実施し、若手職員を中心としたアイデアの掘り起こしなどを進めてきました。

市長表彰(ベストプラクティス表彰)は、平成 15 年(2003 年)の現市長の就任時から、「市長が市民の皆さんの優れた取り組みを表彰するのと同様に、各職場の優れた実践を表彰したい」という市長の発意によって始まりました。各課から推薦された取り組みの中から、ベストプラクティス⁵として「市長表彰」を行うことによって、職場からの実践的な改革・改善の取り組みを奨励し、ひいては活力と魅力ある市政の実現を目的としています。

「市長表彰」選考の流れ

各課は、毎年 1 月から 12 月までに行った取り組みの中から「各課ベストプラクティス」を選出して、推薦調書を 12 月中旬に提出します。選出基準は、市民のニーズや市政の課題に対応した創造的・挑戦的な取り組み、経常的な業務にあっても、その実施に当たって創意・工夫等を行うことにより、予算の節約や新たな財源の確保につながるような、経営改善に資する取り組み、市民満足度の向上に大きく寄与するような、積極的な顧客志向の取り組み、その他、他団体のベンチマーキングの対象となり注目を集めるなど、「各課ベストプラクティス」にふさわしいと考える取り組み、となっています。各課から推薦された取り組みは、市長、副市長及び教育長による審査会で優秀賞・優良

⁴ 職員提案制度 - 全庁的な課題の克服や問題解決をするため、職員個人が政策提案や業務改善提案を行う制度のこと。

⁵ ベストプラクティス - 課題の克服や問題解決等に向けた取り組みの中で、とくに優れたもの。

賞・努力賞を12月末に決定し、1月年頭の市長訓示において、「市長表彰」の選考結果を発表します。審査会では、懸案課題の解決、三鷹的な創意工夫、新規事業への挑戦、コスト削減の仕組みづくり、市民満足度の向上、経常業務の改善、という5つの選考基準を踏まえ、総合的な評価が行われます。

また、「創造的予算編成方式」により予算編成や予算執行段階での創意工夫として、新たな財源確保、経費の節減によって予算の執行残を生んだ取り組みについては、「経営改善努力賞」として表彰されます。

受賞職場と記念の盾

受賞職場には、市長がアメリカの「メイヤーズ・プライズ(市長賞)」を参考にしてデザインした記念の盾が毎年1月末に授与されます。市長自らが受賞職場を訪問することによって、市長と職員の貴重な懇談の場をつくり、市長が受賞の取り組みに携わった職員の労をねぎらうとともに、現場の知恵と創意工夫の努力を激励しています。また、「市長表彰」の結果等については庁内報の「みたか21世紀の挑戦」に掲載し、各職場でのさらなる改革・改善の契機としています⁶。



市長デザインの記念の盾

今後も職場の積極的な改善・改革の取り組みを奨励し、魅力ある市政の実現を目指します。

6 基本計画改定における「まちづくりディスカッション」の実践

新たな市民参加手法による更なる挑戦

市は、平成19年度に取り組んだ第3次三鷹市基本計画の第2次改定において、多種多様な参加手法を用いることで、より広範で、より多くの市民の方からの意見を募りたいと考えました。これまでも、パブリックコメント、まちづくり懇談会、広報特集号に貼付したアンケートはがきなど、計画の策定・改定の年には年間を通じて様々な取り組みを行うとともに、先駆的・実験的な手法による取り組みにも挑戦してきました。これは市が目指す自治の確立のためには参加市民と協働領域の拡大が必要と考えてきたからです。

今回の基本計画の改定にあたり実施した「まちづくりディスカッション」は、無作為抽出による市民討議会という参加手法を用いたものです。市では平成18年度に実施した三鷹青年会議所との協働による「みたかまちづくりディスカッション2006」により、この手法が、これまで市政に意見や関心を持ちながらも市民活動へのきっかけがなかった「声なき声(=サイレントマジョリティ)」に対するアプローチとして非常に有効であるとの検証結

⁶ 2007年ベストプラクティス表彰及び平成19年度職員提案の内容については、138頁に掲載しています。

果を得ていました。こうした成果を踏まえ、地域の個別課題に対する市民参加からステップアップする形で他に例を見ない「市政の根幹となる長期計画（第3次三鷹市基本計画）の改定」への市民参加として「基本計画改定に向けたまちづくりディスカッション」実施に至ったのです。この取り組みは平成19年10月20日・21日で開催され、基本計画の改定スケジュールの中で参加機会が一番厚くなる骨格案に対する市民意見聴取の段階で用いられました。

発揮される市民力

平成19年度の「まちづくりディスカッション」も前回の取り組み同様、住民記録台帳から無作為抽出した1,000人の18歳以上の方に参加依頼書を送付しました。参加を承諾していただいた方が73人にのぼったため、公開抽選を行い、結果として当日は49人の方によって2日間にわたる話し合いが行われました。

基本計画の35施策の中から「防災」分野と「高齢者」の分野を2日目の討議テーマとして設定し、市民が参加承諾書を提出する際に自分が参加したいテーマを選択できるようにしました。初日は「三鷹の魅力と課題」という全員が共有し易いテーマを話し合うことで、この手法の特徴のひとつである「5人1グループで決められた時間内にグループの意見をまとめあげる」というルールと会場の雰囲気慣れてもらい、2日目は具体的な施策について課題とその解決に向けたアイデアを話し合いました。三鷹市ならではの特色として、話し合いの進行を促すスタッフ（ファシリテーターと呼ばれる役割）を置かず、会場全体の進行管理は運営スタッフが厳密に行うものの、グループごとの話し合いは、進行も時間管理も書記も参加者自身が行いながらプログラムが進んでいくことが挙げられます。参加者が主体的に発言し、しかも役割を分担することで責任をもって臨むところから、話し合いは熱気を帯び、結果として70以上の意見が出されました。しかも市民、地域、行政がそ



まちづくりディスカッションの会場風景

れぞれに担うべきことをしっかりと切り分けたうえで、切実な課題からユニークな提案まで、その内容は多岐にわたります。これらは、実施から3週間後に開催された中間報告会において、再度集まった参加者によりとりまとめの方向性が承認され、その後実行委員会の手によって実施報告書がまとめられました。実施報告書は平成20年3月に実行委員会から三鷹市長に提出されています。

参加と協働の領域拡大に向けて

無作為抽出による母集団の選出、小グループによる話し合い、グループ同士による発表と投票、有償による参加などの要素は個々に見れば全くの新機軸と言えるものではありませんが、それらを効果的にまとめあげたこの手法は、コミュニティ住区を基礎とした住民参加や、個人の意思による公募型など従来からの定評ある参加方式に加えて、きっかけを欲しつつも意見を胸に秘めたまま日々を過ごす「声なき声」の市民層に参加を促すインパクトを持っています。

この手法の原型が外国由来のものであったとしても、既に2回の実証により三鷹の地域特性が加わり独自のものへと進化しています。そして他の地域でも同様に地域の特性を加えて取り組まれています。それらに対して「三鷹方式」とも比喻されながら多くの自治体から注目を集めています。一方で、実施報告書の検証と評価の項目からは、三鷹市においても前例にとられることなく更なる創意工夫を重ねることで、参加と協働領域が拡大できる余地がまだまだ残っていることが示唆されています。



会場での討議風景

市は今後も、最高規範たる自治基本条例のもと、住民自治の確立と協働のまちづくりを推進するため創意工夫をこらした挑戦を続けていきます。